

議案第 4 3 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海外派遣に参加することで、幅広い視野を持った職員の育成を図りたいため

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、本市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 外国の学校、研究所又は病院で、前3号のいずれにも該当しないもの
- (5) 前各号に準ずる機関で、市長が別に定めるもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員
- (4) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされている職員、同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(派遣期間の更新等)

第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。

2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、市長と協議しなければならない。

3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き3年を超えることとなる場合及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合について準用する。

(派遣職員の給与)

第4条 市長は、派遣職員に、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると市長が認めるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

3 第1項の規定による給与は、あらかじめ当該派遣職員の指定する者に対して支払うことができる。

(派遣職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 派遣職員に関する海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）第18条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に関する職員の退職手当に係る条例の特例)

第6条 派遣職員に関する職員の退職手当に係る特例については、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和40年市町村職員退職手当組合条例第1号）第12条の2の規定によるものとする。

(派遣職員に対する旅費の支給)

第7条 市長は、派遣職員に対し、特に必要があると認められるときは、海老名市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第40号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(報告)

第8条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

2 任命権者は、職員の派遣の状況を市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるほか、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。